

一人ひとりが輝くまち ②③

2003~2012
国連識字の10年

みんどの人々に教育を

人権って何ですか？

知っていますか。人権擁護委員

人権という言葉からあなたはどうな印象を受けますか？

「とても大切なもの」それとも、「何だか堅苦しいもの」「難しいもの」「自分には関係ないもの」でしょうか。

人権とは「すべての人が生命と自由を守り、一人ひとりの幸せを追求する権利」あるいは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であり、誰にとっても身近でとても大切なものです。

私たちは人権を尊重し合い、大切に守り育てていかなければなりません。自らの人権も相手の人権も、どちらも大切にする必要があります。

しかし、私たちの周りでは人権にかかわるさまざまな問題が起きています。このような問題に取り組みするために設けられてい

るのが法務省の人権擁護機関で、その中に人権擁護委員制度があります。人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した民間の人たちで、現在全国で14,000人が配置されています。

三原市では15人の委員が活動しています。地域の小・中学校を訪問し、子どもたちが豊かな情操や人権感覚を身につけられるよう、人権の樹「アメリカハナミズキ」の植樹やお話会を行ったり、街頭啓発では委員の役割や人権尊重の大切さをお話しています。また、法務局や公共施設で人権相談を受けたり、人権侵害による被害者の救済活動などを行なっています。相談は無料で秘密は厳守します。人権問題で困ったことがあったら、気軽に相談してください。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(中学3年生の作品)

守りたい 君の笑顔と その人権



結婚相談所で入会料を支払ったものの…

《相談内容》

雑誌に掲載されていた結婚相談所に登録した。入会料10万円を支払い契約したが、1か月余り一向に相手を紹介してもらえない。だまされたのだろうか？

《アドバイス》

「就活就職活動」ならぬ「婚活結婚活動」という言葉も聞かれる今日、真剣な出会いを求める人から結婚相手紹介サービスに関するトラブルの相談も寄せられています。

具体的には、今回の相談のように入会料を支払ったが相手を紹介してもらえないケースのほか、「気に入った人を紹介してもらえない」「解約料金が高い」などがあります。

結婚相手紹介サービスは、希望する人に一定の期間にわたって結婚相手を紹介するも

ので、特殊な取り引きを規制する「特定商取引法」の特定継続的役務とされています。期間が2か月で金額が5万円を超える契約であればいつでも中途解約が可能で、解約料金の上限も決められています。また、契約書面を受け取った日から数えて8日間以内なら、クーリング・オフが可能です。相談者には、業者に催促をして誠実な対応がなければ、中途解約をするよう助言しました。

サービスを利用するときは、結婚相談所の規模にかかわらず、契約書面を受け取り、料金や相手を紹介するシステムなど内容をきちんと確認しましょう。

消費生活相談室(市役所本庁5階)
☎0848⑥76410
とき 11日を除く月～金曜日
日9時～12時、13時～16時

2月の消費生活巡回相談
13日(金) 14時～16時
本郷支所
20日(金) 14時～16時
久井支所
27日(金) 10時～12時
大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課
☎0848⑥76072 FAX 0848④4103